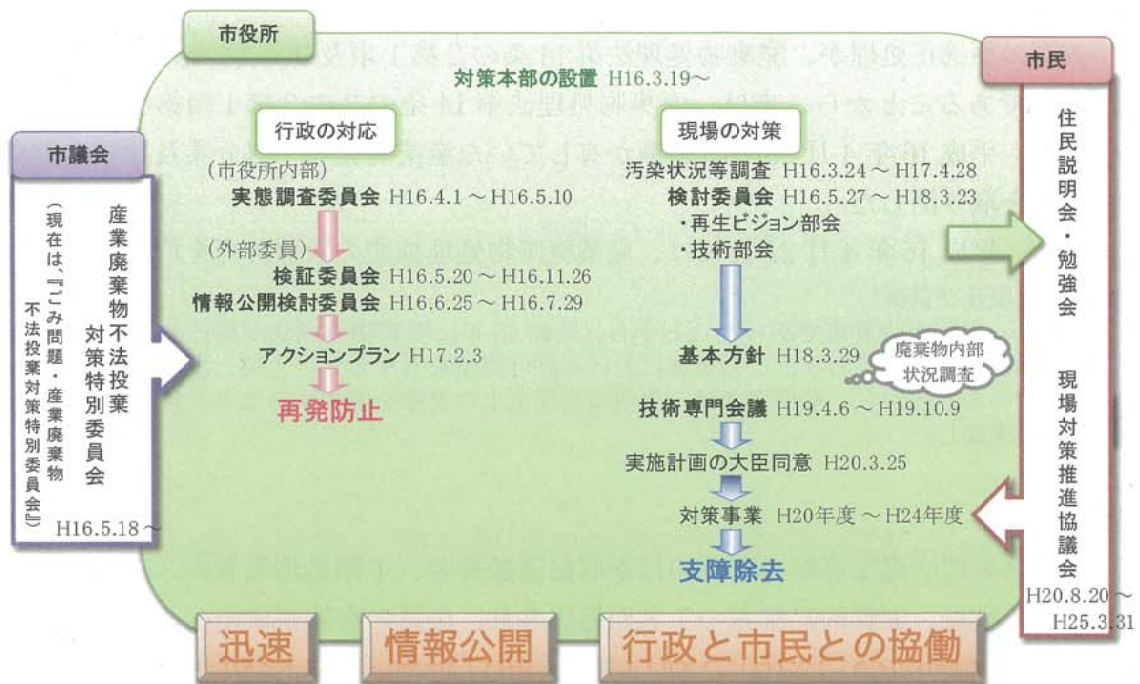


第2章 事案の解決に向けた三原則による取組



※市役所枠内の委員会等の名称は略称であり、正式名称は本誌内に別途記載

第1節 迅速

1 迅速な対応

市は、県警による善商への強制捜査を受けて、直ちに岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するとともに、産業廃棄物不法投棄事案として位置付け、「迅速」、「情報公開」、「行政と市民との協働」の三原則により解決に向けて取り組むこととした。

また、廃棄物の性状等の調査を実施するとともに、市民からの健康相談を受けるための窓口を開設し、現場周辺の常磐・岩野田・岩野田北・方島の4地区(以下「現場周辺4地区」という。)を対象とした住民説明会を開催した。

さらに、原因の究明や今後の対策等を検討するための各種委員会を設置した。

(1) 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部の設置(平成16年3月19日)

対策本部は、本事案の重大性を受け止め、本事案への対応や今後の措置等を検討することを目的として設置したもので、市長を本部長とし、助役以下関係部長18名で構成した。



〈現場周辺4地区〉

対策本部では、検証委員会からの報告をもとに、二度とこのような事態を招かないという強い決意のもと、再発防止策をまとめた。なお、この再発防止策については、必要に応じて絶えず内容を見直し、取り組んでいる。

また、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)から、現場の廃棄物について、「混合物層全量を掘削・選別し、木くず・紙くず・繊維くず・プラスチック類を撤去し、金属類等それ以外の廃棄物については選別状況や地元住民の意見等を踏まえて判断すること。」との提言を受け、平成18年3月29日に「将来、生活環境に支障を及ぼすおそれがないとは言えない廃棄物を撤去する。」という今後の対策に係る基本方針を対策本部において決定した。

(2) 産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等調査の実施

(平成16年3月24日～平成17年4月28日)

市は、本事案に対処するため、まず第一に水質、大気、土壌等への影響を把握する必要があったことから、直ちに産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等調査(以下「緊急調査」という。)を実施した。

緊急調査では、現場内に設置した観測井での地下水の水質や悪臭・大気等の調査、現場周辺における水質・大気・土壌の環境調査を実施した。

その後、今後の対策を検討する基礎とするために、詳細調査を実施した。

詳細調査では、現場内から試料を採取し、廃棄物の組成や性状、有害物質を把握するための調査を実施するとともに、現場内における水質・大気の調査、現場周辺における水質・大気・土壌の環境調査についても継続して実施した。

なお、これらの調査結果からは、現場周辺の環境汚染を疑うような数値は確認されなかった。

調査結果については、「第4章 不法投棄対策案の策定 第1節 汚染状況等の調査」で述べる。

(3) 健康相談窓口の開設 (平成16年3月24日)

本事案に対する市民からの問合せ・相談に対応するため、岐阜市北市民健康センターに相談窓口を設置し、関係部局(環境事業部、人・自然共生部、上下水道事業部、市民健康部)の職員が平成16年4月上旬まで常駐した。

なお、市民からの相談は、電話によるものが17件、窓口でのものが4件あった。

(4) 住民説明会の開催 (第1回：平成16年3月24日～3月30日

第2回：平成16年5月20日～5月25日)

住民説明会は、現場周辺4地区の住民を対象として各地区で開催した。

第1回の説明会では、本事案の強制捜査に至るまでの行為者に対する行政対応の経緯や各種調査の結果を説明したが、この時点では、産業廃棄物=(イコール)有害物質というイメージが強く、住民の健康に対する不安から、これまでの市の対応に対する強い批判があり、「報道に接して怒り心頭に達した」、「行政の怠慢である」、「情報開示を積極的に行って欲しい」、「職員の責任問題」、「行政の限界」、「市と善商の癒着を疑う」等、厳しい意見が相次いで出された。

また、第2回の説明会では、第1回の説明会の後に実施した緊急調査の結果を説明

した。当初は、多くの市民が健康等に対する不安を持ち、少なからず苦情・問合せもあったが、緊急調査の結果からは、現場周辺の環境汚染を疑うような数値が確認されなかったことから、市民からの問合せ等は、次第に少なくなっていった。

(5) 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会の設置

(平成16年4月1日～5月10日)

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会(以下「実態調査委員会」という。)は、本事案に対する行政対応の実態について調査し、事実関係を検証することにより、再発防止に向けた対応力を強化することを目的として、助役を長とする内部調査機関として設置した。

なお、実態調査委員会における取組については、「第3章 不法投棄に対する行政対応の検証、処分、再発防止策 第1節 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会による検証」で述べる。

(6) 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の設置

(平成16年5月20日～11月26日)

検証委員会は、実態調査委員会において、行政自らが検証した結果をさらに専門的見地から公正かつ客観的に検証し、行政上の責任を明確にするとともに、再びこのような事態を招かないための再発防止策を検討することを目的として設置したもので、弁護士等外部委員5名で構成した。

なお、検証委員会における取組については、「第3章 不法投棄に対する行政対応の検証、処分、再発防止策 第2節 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会による検証」で述べる。

(7) 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会の設置

(平成16年5月27日～平成18年3月23日)

検討委員会は、不法投棄の状況や環境への影響、周辺等を含めた支障除去の対策や現場の再生ビジョンを検討することを目的として設置したもので、学識経験者や市議会議員、市民代表者の17名の委員とオブザーバーの2名で構成した。

この検討委員会の中には、埋め立てられた廃棄物等の詳細調査の結果に基づき、生活環境保全上の支障除去の対策案等を検討する「技術部会」と、市民の声を聴く機会として広く市民に参加を求めた勉強会の開催や再発防止策を検討する「再生ビジョン部会」を設けた。

なお、検討委員会における取組については、「第4章 不法投棄対策案の策定 第2節 岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会による検討と提言」で述べる。

(8) 組織の強化・充実

本事案の早期解決を図ることを目的として、平成16年4月に「産業廃棄物特別対策室」を環境事業部に設置し、さらに5月には、「産業廃棄物特別対策審議監」を配置するとともに、職員6名を増員し、現場における対策や行為者等に対する責任追及を進めた。

第2節 情報公開

1 積極的な情報公開

検証委員会の検証結果に基づく報告書において、情報公開が十分にされていなかったとの指摘があり、本事案における調査結果や取組状況については原則公開することとして、積極的に情報公開した。

(1) 市のホームページに専用サイトを開設

市は、不法投棄事案の解決に取り組む他の県市と同様に、市のホームページに本事案に関する専用のサイトを設けて、市が設置した各種委員会の報告やモニタリング調査の結果、また、現場の取組状況等、常に最新の情報を市民に提供するように努めた。

◆ 産業廃棄物不法投棄事案(トップページ)▶▶▶ <http://www.city.gifu.lg.jp/5699.htm>
【ホームページへの掲載事項】

<p>岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画</p> <p>岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会報告書</p> <p>その他</p> <p>事案経緯、現地調査、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部、過去の各種検査結果、モニタリング調査経過、周辺水道水浄水項目検査、設置された委員会、内容別問合せ先、記者発表資料、自主撤去量の推移、搬出処分量の推移</p>

(2) 広報紙による情報提供

本事案に関する情報は、市のホームページに掲載するとともに、毎月2回発行される広報紙(広報ぎふ)に現場の作業状況やモニタリング調査の結果を掲載(基本は各月の1日号)し、本事案についての情報提供に努めた。

また、特定支障除去等事業(※)や責任追及の進捗状況等については、これまでに特集を4回掲載し、より詳細な情報を市民に提供するように努めた。

※特定支障除去等事業：

特定産業廃棄物に起因する支障を除去するために産廃特措法に定める実施計画を策定し、環境大臣の同意を得て実施する事業。

〔「広報ぎふ」による特集
 (平成20年5月1日号)〕



(3) その他の情報提供

特定支障除去等事業の進捗状況や調査結果等に関する情報は、ホームページや広報紙により市民に提供するほか、毎月の月初めに市政記者クラブに提供した。

また、市の機関やコミュニティセンター等 67 箇所に閲覧用の資料を配置し、来場者がいつでも閲覧できるようにした。

(4) 委員会の原則公開

本事案の重大性を受け止め、本事案に対する取組について透明性を確保するため、本事案に関する各委員会は原則公開で開催した。

(5) 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会の設置

(平成 16 年 6 月 25 日～7 月 29 日)

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会は、本事案に関する岐阜市情報公開条例に係る情報公開基準を整備すること等を目的として設置した。

なお、本事案に係る情報公開については、岐阜市情報公開条例の規定に基づき公開・非公開を判断していたが、本事案が市民生活に多大な影響を及ぼすことから、本事案に関する情報は、できる限り公開することとした。

(6) 現地見学会の実施

特定支障除去等事業の進捗状況について、広く市民に周知することを目的として、平成 21 年 8 月から、週 1 回、現地見学会を実施した。

現地見学会では、現場事務所内に設けた見学室において、特定支障除去等事業の進捗状況や行為者等の責任追及について説明した。

なお、現場では、できる限りありのままの状況を見学してもらうように努め、現場内への立ち入りが作業に支障をきたす場合には、現場内の主要箇所に設置した 9 台のウェブカメラの映像によって作業状況を説明した。



〈現地見学会(平成25年3月3日)〉

【現地見学会参加状況】

区分／年度		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	合計
一般	団体数	15	16	6	4	41
	人 数	89	108	42	75	314
行政機関	団体数	7	5	8	7	27
	人 数	119	18	115	67	319
合計	団体数	22	21	14	11	68
	人 数	208	126	157	142	633

第3節 行政と市民との協働

1 市民との協働による取組

本事案を早期に解決するためには、市民の理解と協力が必要であるため、「市民との協働」を原則として、現場周辺4地区の住民をはじめとした市民と共に考え、対策を実施していくこととした。

(1) 住民代表者の検討委員会への参加

本事案は、市民の安全・安心な生活を脅かしかねない重大な問題であったため、今後の対策を検討する上において、特に現場周辺4地区の住民の意見を反映するために、その代表者にも再生ビジョン部会の委員として参加を依頼した。

(2) 再生ビジョン部会による市民勉強会の開催

再生ビジョン部会は、今後の処理方策や環境再生方策等について市民の声を聴く機会として、自由参加による市民勉強会を8回にわたって開催し、延べ181人の参加者があった。



〈市民勉強会(平成16年7月3日)〉

勉強会では、産業廃棄物の処理の仕組みや他事例の紹介等、産業廃棄物処理に係る基礎的事項から、本事案における調査経過報告やそれを踏まえた処理方策、さらには再発防止策等、多岐にわたって活発に意見交換された。

勉強会における意見等については、部会報告として検討委員会に報告され、「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会報告書」にも反映された。

(3) 住民説明会・情報展示会の開催

住民説明会は、現場周辺4地区の住民を対象として、本事案が発生した直後に開催したのをはじめ、本事案の節目ごとに開催した。

特に、本事案に係る実施計画策定時における説明会は、現場周辺4地区の自治会連合会との共催で開催したが、特定支障除去等事業の内容や進捗状況、モニタリング調査の結果等について説明し、意見を交換した。

この説明会では、本事案に係る実施計画の内容に沿って、市民も一緒に対策を進めようとする意見も多く出され、特定支障除去等事業に向けて大きく前進した。

なお、調査で得られたサンプル等を展示する情報展示会を現場周辺4地区の公民館等において開催した。また、市が環境に関するイベントを開催する際には、会場においてパネル等を展示し、現場の取組状況についての情報発信に努めた。

(4) 自治会連絡協議会での経過報告

行政と市民との連携を図るために、市内50の自治会連合会により組織されている自治会連絡協議会において、特定支障除去等事業の進捗状況やモニタリング調査の結果、また、責任追及の状況等について説明した。

(5) 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場対策推進協議会での状況確認等

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)は、特定支障除去等事業の進捗状況の確認や広報に関する提言や助言をもらうこ

とを目的に設置したもので、現場周辺4地区の代表者8名で構成した。

推進協議会は、特定支障除去等事業の実施中、計21回開催され、工事初日の工事車両の入場に始まり、消火作業の状況、掘削・選別作業の状況、搬出作業の状況等について確認された。

なお、推進協議会から提言・助言があった安全対策や調査結果の公表の方法等は、取組の中に反映することができ、本事案を解決するための一助となった。

また、「現場は以前“ギフチョウ”が飛び交う自然に恵まれたところであった。環境の再生を目指す一環として、“カンアオイ(ギフチョウの幼虫の餌となる植物)”の苗を植栽してはどうか」と推進協議会の会長から提案があり、特定支障除去等事業の完了が近づいた平成24年8月以降に、推進協議会の委員や市の職員等とで、整形を終えた法面に数回にわたって植栽した。



〈推進協議会(平成22年5月24日)〉



〈作業確認状況(平成23年11月2日)〉

〔推進協議会委員〕(◎：会長 ○：副会長)

氏名	所属自治会
大野 幹 男	常磐
○河野 仁	常磐
戸本 哲 夫	常磐
林 正 美	岩野田
石田 澄 美 雄	岩野田北
◎増田 實	岩野田北
村瀬 富 夫	岩野田北
宮部 寿 夫	方県(～H22.3.31)
河田 正 光	方県(H22.4.1～)

2 現場周辺4地区の活動

本事案の解決に向けて、市が最善を尽くすことはもちろんのこと、市が取組を進める間には、現場の再生に向けて現場周辺4地区をはじめとした市民が、熱意ある活動を展開された。

(1) 意見書の提出

平成16年5月に、現場周辺4地区の自治会連合会長の連名で「人と自然が共生できる環境整備に向けて」と題し、以下のことを望むとする意見書が市に提出された。

① 地域住民の福祉を最優先する

- ② イメージ回復を図る新たな街づくりを展開する
- ③ 環境都市・岐阜の代名詞となるような格別の対応をする

(2) 岩野田北自治会連合会の活動

岩野田北自治会連合会では、独自に産業廃棄物対策推進協議会を設置し、本事案の解決に向けて熱意を持って取り組まれた。

その活動の中で、測定器を購入し、毎月第3水曜日に現場周辺の排水・河川水等の電気伝導率等の測定を始め、この取組は現在も継続されている。

また、平成18年3月に、検討委員会からの報告を受け、市が対策本部において今後の対策に係る基本方針を決定したことを機に、住民を対象とした勉強会への職員派遣要請があったことから、市職員が毎月第4金曜日にモニタリング調査等の状況の説明に赴いた。

当初は、この勉強会においても市の責任を追及する厳しい意見が相次いだ。が、役員の方々の助言もあって、次第に耳を傾けてもらえる状況となった。

なお、勉強会は、本事案に係る実施計画に基づく事業を開始して以降、開催の頻度は減少したものの、平成24年3月まで継続して実施された。

さらには、現場の状況を憂い、住民の生活環境を守ろうとの強い信念から、幾度となく環境省を訪問し、現場の再生に向けた思いを伝えられた。

そして、自治会連合会を中心としたこの熱意は、地元国会議員を通じて環境大臣にも伝わり、住民と環境大臣とが面談する機会へと繋がっていった。